

台湾の文化基本法

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主幹 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

目 次

はじめに

I 台湾の文化関連立法

1 憲法の規定

2 主な文化関連立法

II 文化基本法の概要

1 制定経緯

2 主な内容

おわりに

翻訳：文化基本法

キーワード：文化基本法、台湾、文化政策、多文化主義、多元的文化、文化的権利、文化
発展基金

要 旨

台湾政府は近年、多文化主義の推進を基本的な政策方針として掲げ、関連の法整備に力を入れている。そのような中で、文化に係る国民の権利、国の責務、文化政策の基本方針等、台湾における文化の在り方について包括的に規定する文化基本法（全 30 か条）が制定され、2019 年 6 月 5 日に公布、施行された。

同法は、多元的な文化の発展を重視する方向性を明確に打ち出し、全ての国民に対して文化的権利を保障するとともに、多元的文化環境の構築を国に義務付けている。文化芸術活動従事者の生存権と働く権利の保障、文化行政の体制整備とガバナンス強化、文化予算の拡充と文化発展基金の設置、国際文化交流の積極的推進等についても規定している。

台湾の文化関連立法の現況と文化基本法の概要について紹介し、文化基本法の全文を訳出する。

はじめに

2019 年 5 月 10 日、台湾立法院⁽¹⁾で文化基本法⁽²⁾が可決、成立し、同年 6 月 5 日に公布、施行された。文化基本法は、文化をめぐる国民の権利、国の責務を始めとして、国としての文化の在り方について包括的に規定する法律である。このような文化分野の基本的法律が制定されるのは、台湾では今回が初めてである。

台湾政府は近年、多文化主義を重視する方針を強化し⁽³⁾、関連の立法や制度整備を重点的に進めている。多文化主義重視は、文化基本法にも反映され、多元的な文化を一層発展させること、全ての国民に対して平等な文化的権利を保障すること等の政策目標が、条文において明確に示されている。

本稿では、台湾における文化関連立法の現況と今回制定された文化基本法の概要について紹介し、文化基本法の全文を訳出する。

I 台湾の文化関連立法

1 憲法の規定

台湾の現行憲法は、全 14 章 175 か条から成る「中華民国憲法」（1947 年 1 月 1 日公布、同年

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 10 月 30 日である。

(1) 国の最高立法機関。

(2) 「文化基本法」『總統府公報』7428 號, pp.2-8. <<https://lis.ly.gov.tw/lgcgi/ttspdf?7428:2-8>>

(3) 台湾社会において、マレー・ポリネシア系の原住民族、本省人（日本統治期以前から台湾に居住する閩南人、客家人等の漢民族）及び外省人（1949 年の国民党の台湾への撤退と前後して中国大陆から流入した漢民族）の間で差別や対立が存在してきた歴史的経緯を踏まえ、近年、多文化主義による台湾の発展を重視する政策方針が強く打ち出されている。沼崎一郎「台湾の社会」天児慧ほか編『岩波現代中国事典』岩波書店、1999, pp.727-729 を参照。

12月25日施行)⁽⁴⁾と、全12か条から成る「中華民國憲法增補改正条文」(2004年8月23日最終改正、2005年6月10日公布)⁽⁵⁾で構成されている。憲法における文化関係の条文は、表1のとおりである。

表1 台湾の憲法における文化関係規定

条	規定内容	条文
第108条	中央の立法事項	次の各号に掲げる事項は、中央が立法し、かつ、これを執行し、又は省・県にこれを執行させる。 1~19 (略) 20 文化関係の古書、古物及び古跡の保存
第158条	教育・文化の目標	教育及び文化は、国民の民族精神、自治精神、国民道徳、健全な体格、科学及び生活の知恵・能力を發展させるものとする。
第162条	教育・文化機関の監督	全国の公私立の教育・文化機関は、法律に基づき国の監督を受ける。
第163条	教育・文化事業の推進	国は、各地域の教育のバランスのとれた發展を重視し、かつ、社会教育を推進し、もって一般国民の文化水準を向上させなければならない。辺境及び貧困地域の教育・文化の経費は、国庫がこれを補助し、その重要な教育・文化事業は、中央がこれを処理し、又は補助することができる。
第164条	教育・文化経費の保障	教育、科学及び文化の経費は、中央にあってはその予算総額の100分の15、省にあってはその予算総額の100分の25、市、県にあってはその予算総額の100分の35を下回ってはならない。法により設置された教育文化基金及び産業は、これを保障しなければならない。
第165条	教育・文化活動従事者の生活保障	国は、教育、科学及び芸術に従事する者の生活を保障し、かつ、国民經濟の發展により、随時その待遇を引き上げなければならない。
第166条	文化遺産の保護等	国は、科学の發明及び創造を奨励し、並びに歴史、文化及び芸術関連の古跡及び古物を保護しなければならない。
第169条	辺境地域の事業に対する支援	国は、辺境地域の各民族の教育、文化、交通、水利、衛生及びその他の經濟・社会事業を積極的に実施し、かつ、その發展を支援しなければならない。(後略)
增補改正条文 第10条 第10項	教育・科学・文化の経費保障	教育、科学及び文化の経費、とりわけ国民教育の経費は、優先的に編成し、憲法第164条の規定の制限を受けない。
同条 第11項	多元的文化の擁護	国は、多元的文化を肯定し、かつ、積極的に原住民族の言語及び文化を擁護し、發展させる。
同条 第12項	原住民族に対する保障	国は、民族の意思に依拠し、原住民族の地位及び政治参加を保障し、かつ、その教育・文化、交通・水利、医療・衛生、經濟・土地及び社会福祉に係る事業を保障するための支援を行い、その發展を促進しなければならない。(後略)

(出典) 立法院法律系統 <<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lglawkm>> 所収の「中華民國憲法」「中華民國憲法增修條文」各条文を基に筆者作成。なお、条文の日本語訳については、小田美佐子解説・訳「25 台湾」萩野芳夫ほか編『アジア憲法集 第2版』明石書店、2007, pp.971-999を参照した。

(4) 「中華民國憲法」以下、各法律の原文については、立法院法律系統 <<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lglawkm>> を参照。

(5) 「中華民國憲法增修條文」

2 主な文化関連立法

台湾における文化関連の主な現行法としては、文化遺産保存法⁽⁶⁾、水中文化遺産保存法⁽⁷⁾、文化芸術奨励支援条例⁽⁸⁾、文化クリエイティブ産業発展法⁽⁹⁾、公共テレビ法⁽¹⁰⁾、映画法⁽¹¹⁾、博物館法⁽¹²⁾、図書館法⁽¹³⁾、国家言語発展法⁽¹⁴⁾等が挙げられる。また、多元的文化の発展を重視する観点から、原住民族⁽¹⁵⁾文化関連の法整備も進められ、原住民族教育法⁽¹⁶⁾、原住民族基本法⁽¹⁷⁾、原住民族言語発展法⁽¹⁸⁾、原住民族伝統的文化・創作保護条例⁽¹⁹⁾等が制定されている。これらの法律に関して、法改正による規定内容の整備拡充も、最近活発に行われている。

各法律の概要は、次頁の表2のとおりである。

(6) 「文化資産保存法」

(7) 「水下文化資産保存法」

(8) 「文化芸術奨励条例」なお、台湾において「条例」は、「法」と同等の立法レベルである。慣例では、一般事項又は基本事項を対象として規律する場合に「法」が、特定、限定的又は特殊な事項を対象として規律する場合に「条例」が用いられる。蔡秀卿・王泰升編著『台湾法入門』法律文化社、2016、pp.30-31を参照。

(9) 「文化創意産業發展法」

(10) 「公共電視法」

(11) 「電影法」

(12) 「博物館法」

(13) 「圖書館法」

(14) 「國家語言發展法」

(15) 台湾には、アミ族、パイワン族等16の原住民族が居住し、その人口は総人口の約2%である。長年にわたり差別的待遇を受けてきた原住民族に対し、台湾政府は近年、権利回復及び地位向上のための取組を強化している。

(16) 「原住民族教育法」

(17) 「原住民族基本法」

(18) 「原住民族語言發展法」

(19) 「原住民族傳統智慧創作保護條例」

表2 台湾における文化関連の主な法律（制定順）

法律題名 (中国語題名)	制定/改正期日	条数	立法目的
文化遺産保存法 (文化資産保存法)	1982.5.18 制定 2016.7.12 最終改正	全 11 章 113 か条	・文化遺産の保存・活用 ・文化遺産の保存に参加する権利の保障 ・国民の精神生活の充実 ・多元的文化の発展
映画法 (電影法)	1983.11.8 制定 2015.5.22 最終改正	全 24 か条	・文化事業としての映画事業の指導・奨励・管理 ・映画芸術及び文化の発展促進
文化芸術奨励支援条例 (文化藝術奨助條例)	1992.6.16 制定 2002.5.21 最終改正	全 7 章 38 か条	・文化事業の助成 ・文化芸術活動の指導 ・文化芸術活動従事者に対する保障 ・国の文化建設の促進 ・国民の文化水準の向上
公共テレビ法 (公共電視法)	1997.5.31 制定 2009.12.11 最終改正	全 6 章 49 か条	・健全な公共テレビ放送の発展 ・公共放送の制度構築 ・民間テレビ放送の補完 ・国民の表現の自由及び知る権利の擁護 ・文化・教育水準の向上 ・民主主義社会の発展促進 ・公共の福祉の増進
図書館法 (圖書館法)	2001.1.4 制定 2015.1.20 最終改正	全 20 か条	・図書館の健全な発展の促進 ・図書情報サービスの完全な提供 ・教育の普及 ・文化の向上 ・研究支援 ・生涯学習の推進
文化クリエイティブ産業 発展法 (文化創意産業發展法)	2010.1.7 制定 2018.12.25 最終改正	全 4 章 30 か条	・文化クリエイティブ産業の発展促進 ・豊かな文化と創造性に満ちた社会環境の構築 ・科学技術とイノベーションの活用 ・文化クリエイティブ産業の健全な人材育成 ・国内外における積極的な市場開拓
博物館法 (博物館法)	2015.6.15 制定	全 4 章 20 か条	・博物館事業の発展促進 ・博物館の機能整備 ・専門性、公共性、多元性、教育機能及び国際競争力の向上 ・歴史、自然科学、芸術文化等に関する民衆の知識の涵養 ・国の文化の発信
水中文化遺産保存法 (水下文化資産保存法)	2015.11.24 制定	全 7 章 44 か条	・水中文化遺産の保存・保護・管理 ・国民と歴史の連携構築 ・海洋国家としての特質の周知 ・関連する国際条約等の精神の尊重
国家言語発展法 (國家語言發展法)	2018.12.25 制定	全 18 か条	・国の多元的文化の精神の尊重 ・国家言語の伝承・復興・発展の促進
(原住民族文化関連立法)			
原住民族教育法 (原住民族教育法)	1998.5.28 制定 2019.5.24 最終改正	全 7 章 45 か条	・民族の意思に基づく原住民族教育の権利の保障 ・原住民族の発展に必要な人材の育成
原住民族基本法 (原住民族基本法)	2005.1.21 制定 2018.5.29 最終改正	全 35 か条	・原住民族の基本的権利の保障 ・原住民族の生存・発展の促進 ・共存共栄の民族間関係の構築
原住民族伝統的文化・創 作保護条例 (原住民族傳統智慧創作 保護條例)	2007.12.7 制定 2015.1.22 最終改正	全 23 か条	・原住民族の伝統的文化・創作の保護 ・原住民族文化の発展促進
原住民族言語発展法 (原住民族語言發展法)	2017.5.26 制定	全 30 か条	・原住民族言語の国家言語化 ・歴史的正義の実現 ・原住民族言語の保存・発展の促進 ・原住民族言語の使用・伝承の保障

(出典) 立法院法律系統 <<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lglawkm>> 所収の各法律を基に筆者作成。

II 文化基本法の概要

1 制定経緯

(1) 法案策定の経緯

文化基本法の制定に向けた動きは、李登輝政権時代の1997年6月、第2次全国文化会議における文化基本法制定の提案から始まった⁽²⁰⁾。これを受けて、行政院⁽²¹⁾文化建設委員会(当時。現在の文化省)を中心として法案策定のための検討作業が進められた。2011年11月、最初の文化基本法案が行政院会議で決定され、立法院に提出された。しかし、この法案は、会期内に成立に至らず、廃案となった。

2012年5月、省庁再編により文化建設委員会を改め文化省が設置されると、文化省は、文化基本法の制定に向けて再度その取組を強化した。有識者、関係者、関係団体からの意見聴取、全国各地での公聴会等を経て取りまとめられた法案は、2014年10月に行政院に送られたが、行政院での審議においては、関係方面との更なる調整の必要性等が課題として指摘された。

2016年5月に蔡英文政権が発足すると、検討作業は更に加速し、2017年8月、文化省における法案見直し作業が完了した。法案は、同年9月の全国文化会議における討論を経て、2018年1月に行政院に送られ、2019年1月10日、行政院会議で決定された。

なお、文化基本法案については、政府による検討のほか、複数の立法委員が独自にそれぞれの法案を取りまとめ、立法院に提出している。

(2) 法案の基本理念等

文化基本法案の策定に当たっては、国民の文化的権利を保障すること、台湾の文化の多様性を尊重し、「文化の民主化」を基本理念とする国の文化政策の在り方を明確に示すこと等が方針として掲げられた。また、憲法の関係規定⁽²²⁾を反映し、関係する国際条約等⁽²³⁾の規定内容も取り込んだものとする事が強調された。なお、法案の検討過程では、米国、日本、韓国など、先行する諸外国の立法も参照されている⁽²⁴⁾。

(20) 以下、この節で紹介する文化基本法の制定経緯については、「文化基本法草案總說明」(106年3月21日修正版) 文化部 <<https://mocfile.moc.gov.tw/files/201707/6d579d5a-31cc-4e5e-8cbf-b68cfbab8016.pdf>>; 「文化基本法草案總說明」(108年1月10日行政院第3634次院會通過版) 同 <<https://mocfile.moc.gov.tw/files/201901/c6f4ec1c-ea26-404d-a645-f4b2b8b491a4.pdf>>; 「文化基本法 簡要說明」2019.6.5. 同 <https://www.moc.gov.tw/information_301_33803.html>; 「行政院會通過「文化基本法」草案」2019.1.10. 行政院 <<https://www.ey.gov.tw/Page/9277F759E41CCD91/f2cb0074-96b3-4fee-9bcd-8ac863770f36>>を参照。また、立法院における審議経過の詳細については、『立法院公報』を参照。

(21) 国の最高行政機関。

(22) 憲法の関係規定としては、表1で紹介したもののほか、第7条(法の下での平等)、第11条(言論、教学、著作及び出版の自由)、第15条(生存権、労働権及び財産権の保障)、第16条(請願、訴願及び訴訟の権利)等の人民の権利に関する規定が挙げられている。

(23) 国連の「世界人権宣言(Universal Declaration of Human Rights)」第27条(文化的権利)、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(International Covenant on Civil and Political Rights)」第19条(表現の自由についての権利)、同第27条(種族的、宗教的又は言語的少数民族の権利)、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(International Covenant on Economic Social and Cultural Rights)」第15条(文化的な生活に参加する権利)、ユネスコの「文化的多様性に関する世界宣言(UNESCO Universal Declaration on Cultural Diversity)」、「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約(Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions)」が挙げられている。なお、台湾において、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」及び「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」は国内法化されている(「公民與政治權利國際公約及經濟社會文化權利國際公約施行法」(2009.12.10 施行))。

(24) 米国の1965年全米芸術・人文科学財団法、日本の文化芸術基本法(平成13年法律第148号)、韓国の文化基本法(2013年制定)が例示されている。

(3) 立法院での審議経過

(1) で述べたように、2019年1月10日に行政院会議で決定された文化基本法案は、全29か条から成り、立法院に提出された。同年2月から始まった立法院での法案審議においては、行政院提出法案のほか、6件の立法委員提出法案も併せて審議された。行政院提出法案は、これらの立法委員提出法案も参照しつつ修正が加えられ、全30か条に改められた後、同年5月10日、可決、成立した。可決に際しては、法律の実効性を高めることを目的として、4項目から成る附帯決議⁽²⁵⁾も採択された。

文化基本法は、同年6月5日に公布され、同日施行された。

2 主な内容

全30か条から成る文化基本法の構成は、次頁の表3のとおりである。

同法は、台湾における文化の在り方について包括的に定めたものであり、文化に係る国民の権利、国の責務、文化政策の基本方針、文化行政のガバナンス強化等について、幅広く規定している⁽²⁶⁾。その主な内容は、次のとおりである。

(1) 立法目的

文化的権利の保障、文化への参加の拡大、多元的な文化の定着、文化の多様な発展の促進、国の文化発展の基本原則及び施政方針の確立を目的とする（第1条）。

(2) 文化的権利の保障

国は、多元的な文化を是認し、全ての者に対し平等かつ自由参加の多元的文化環境を構築しなければならない（第2条）。

国民は、文化及び文化的権利の主体であり、文化における自由と自主性（第3条）、文化へのアクセス権（第5条）、言語選択権（第6条）、文化政策への関与権（第8条）等を有する。国は、創作者の権利を保護しなければならない（第7条）、文化芸術活動従事者の生存権及び働く権利を保障しなければならない（第20条）。

(3) 文化政策の策定・実施等

国は、文化保存政策（第9条）、文化発信政策（第16条）、文化科学技術発展政策（第17条）、文化観光発展政策（第18条）等を策定・実施しなければならない。また、国は、博物館事業（第10条）、図書館事業（第11条）、文化関連施設整備（第12条）、文化教育（第14条）等を推進しなければならない。

(25) 附帯決議の内容は、次のとおりである。①著作者の権利利益と社会の公共利益を調和させ、国と社会の文化的発展を促進するため、行政院に対し、1年以内に著作権主管機関の管轄変更を完了させるよう求める。②文化芸術活動従事者の労働における権利利益を保障し、文化基本法第20条の規定に適合させるため、文化省に対し、「文化芸術奨励支援条例」を速やかに改正し、かつ、芸術文化活動従事者の保障関連法規を見直し、関係省庁と協議の上、6か月以内に法改正の提案を行うよう求める。③文化政策重視を明確に示すため、行政院に対し、文化行政連絡会議設置要領を見直し、文化大臣を文化行政連絡会議の副召集者の1人とするよう求める。④各級政府の文化予算は、年々増額し、専用予算を保障し、文化資源の合理的な配分及び運用を実施し、文化の発展に必要な資源を持続的に拡充していかなければならない。「附帯決議」『立法院公報』108巻48期（院會紀錄），p.396。

(26) 『「文化基本法」三讀確立政府文化施政方針 鄭麗君：文化治理架構成形』2019.5.10. 文化部 <https://www.moc.gov.tw/information_250_98945.html>; 「研議多時 文化基本法三讀通過」『中國時報』2019.5.11; “Culture Basic Law,” 2019.7.5. Executive Yuan Website <<https://english.ey.gov.tw/News3/9E5540D592A5FECD/d5ced891-18a5-4885-bd59-47602a8b7ca5>> を参照。

表3 文化基本法の構成

条	規定内容
1	立法目的
2	平等かつ自由参加の多元的文化環境の構築
3	文化の創作・表現・参加における自由及び自主性
4	文化的権利の平等
5	文化アクセス権
6	言語選択権
7	創作者の知的財産権等に対する保護
8	文化政策・法規の策定への関与権
9	文化保存政策の策定及び文化保存への市民参加
10	各級政府における博物館収蔵制度の構築
11	各級政府における図書館収蔵・運営制度の構築
12	公共の文化空間の提供
13	地域コミュニティの文化発展への住民参加の奨励
14	文化教育及び芸術文化体験の機会の提供
15	文化経済の振興促進及び関連政策・法規の策定
16	文化発信政策の策定
17	文化科学技術発展政策の策定
18	文化観光発展政策の策定
19	国際文化交流の促進及び国際文化交流活動への民間からの参加の奨励
20	文化芸術活動従事者の生存権及び労働権の保障
21	文化行政機関の組織・人員・経費等の健全化
22	文化ガバナンスに係る中央及び地方政府の協力義務
23	多元的文化政策のための人材登用
24	文化予算の確保及び文化発展基金の設置
25	国際条約・協定の我が国文化への影響の評価
26	芸術文化の政府調達に係る管理規則の制定等
27	各級政府における文化データベースの構築等
28	文化的権利の侵害に対する救済
29	関連法規の制定・改廃
30	施行期日

(出典)「文化基本法」『總統府公報』7428 號, pp.2-8. <<https://lis.ly.gov.tw/lgcgi/ttspdf2?7428:2-8>> を基に筆者作成。

(4) 文化行政に係る制度整備とガバナンス強化

国全体の文化行政は、文化省が統一的に計画し、各省庁・地方政府との協力体制を構築する。文化省は、4年ごとに全国文化会議を開催して各界の意見を聴取し、行政院は、文化行政連絡会議⁽²⁷⁾を招集し、国家文化発展計画の定期的な策定、文化関連支出の省庁間調整等を行わなければならない(第22条)。

また、国は、多元的文化政策の推進、文化ガバナンス強化等のために必要な専門的人材の登用を図らなければならない(第23条)。

(5) 経費保障

中央及び地方の各級政府は、文化予算を拡充し、文化資源の合理的な配分・運用を行うとと

(27) 中国語原文は「文化會報」。「行政院文化會報設置要點」<<https://mocfile.moc.gov.tw/files/201708/d5a23148-fdfb-4d67-be39-bfec0c42f7b2.pdf>>に基づき設置されている。

もに、文化省は、文化発展、公共メディア等のための文化発展基金を設置しなければならない（第24条）。また、文化芸術関連の政府調達については、その特性に鑑み、政府調達法⁽²⁸⁾によらず、文化省が規則等を定める（第26条）。

(6) 国際協力

国は、文化関連の国際組織への参加に努め、国際文化交流を積極的に推進しなければならない（第19条）。国際条約・協定の締結が国内の文化に影響を及ぼすおそれがあるときは、その影響についての評価を行わなければならない（第25条）。

おわりに

2019年9月4日、「文化省2020年度施政計画」⁽²⁹⁾が発表された。その中では、文化基本法の確実な実施、文化ガバナンスに係る法制度の体系的整備、文化政策・予算の分野間調整の強化、多元的文化の定着と多様性のある発展の促進、文化芸術奨励支援条例の見直し、芸術文化活動従事者の利益の保障や保険に係る制度整備等が、年度施政目標として掲げられている。法整備関連では、公共テレビ法を題名を含めて公共メディア法に改正することも盛り込まれている。

文化省は、文化クリエイティブ産業発展法、博物館法、文化遺産保存法等の見直しの必要性にも言及し、文化発展基金管理運営規則、文化芸術政府調達規則等、文化基本法の規定に関連する実施細則等の制定にも着手している⁽³⁰⁾。文化基本法の制定を契機として、台湾における文化関連立法の更なる活発化が見込まれている。

（おかむら しがこ）

(28) 「政府採購法」

(29) 「文化部109年度施政計畫」文化部 <<https://mocfile.moc.gov.tw/files/201909/695c8df5-f6ce-43ee-8ca8-70855392ce04.pdf>>

(30) 「《文化基本法》三讀確立政府文化施政方針 鄭麗君：文化治理架構成形」前掲注(26)；「預告訂定「文化藝術採購辦法」」2019.9.16.文化部 <https://www.moc.gov.tw/information_253_102085.html>

文化基本法

文化基本法

(2019年5月10日立法院第9期第7会期第13回会議において可決、
2019年6月5日總統令華総一義字第10800055641号により公布、同日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主幹 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

第1条

人民⁽¹⁾の文化的権利を保障し、文化への参加を拡大し、多元的な文化を定着させ、文化の多様な発展を促進し、並びに国の文化発展の基本原則及び施政方針を確立するため、特にこの法律を制定する。

文化に係る事務については、他の基本的法律で特に定めるものを除き、この法律の規定を適用する。

第2条

国は、多元的な文化を是認し、全ての民族、世代及び社会集団のアイデンティティを保障し、平等かつ自由参加の多元的文化環境を構築しなければならない。

国は、政策、法律及び計画を制定（策定）するとき、人民の文化的権利及び文化の永続的発展を保障しなければならない。

国は、文化の多様性のある発展を保障し及び擁護し、多元化された公共サービスを提供し、異なる文化の間の対話、交流、開放及び国際協力を奨励しなければならない。

第3条

人民は、文化及び文化的権利の主体であり、創作、表現及び参加の自由及び自主性を有する。

第4条

人民が有する文化的権利は、民族、言語、性別、性的指向、年齢、地域、宗教的信仰、心身状況、社会的・経済的地位その他の条件により偏見又は不合理な差別待遇を受けない。

第5条

人民は、文化について、参加し、鑑賞し、及び共有するアクセス権を有する。

国は、親しみやすく平等な文化的環境を構築し、人民が文化的生活に参加する権利を定着させなければならない。

第6条

人民は、表現、意思疎通、発信及び創作を行う言語を選択する権利を有する。

国は、各固有民族⁽²⁾が使用する自然言語及び台湾手話を国家言語と定め、その保存、復興及び永続的発展を促進しなければならない。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年10月30日である。

(1) 中国語原文は「人民」。この翻訳では、そのまま「人民」とした。

(2) 台湾には、漢民族のほか、アミ族、パイワン族等16の原住民族が居住している。原住民族人口は、総人口の約2%である。

第7条

人民は、創作活動の成果として得た精神的な及び財産上の権利及び利益を有する。

国は、創作者の権利を保護し、創作者の権利利益、産業の発展及び社会の公共利益を調和させ、それにより文化の発展を促進させなければならない。

第8条

人民は、文化に係る政策及び法規⁽³⁾の制定（策定）に参加する権利を有する。

国は、文化政策の策定における公正性及び透明性を確保し、かつ、人民参加に係る常設の仕組みを構築しなければならない。各民族の文化及び言語に関わる政策の策定においては、当該各民族の代表の参加を得なければならない。

第9条

国は、政策決定、資源配分及び法規の制定（策定）に当たり、文化の保存、活性化、伝承、擁護及び周知を優先的に考慮し、かつ、文化保存政策を策定しなければならない。文化の保存においては、市民参加の仕組みを持たなければならない。

国は、定期的に全国文化遺産実態調査を実施し、文化遺産の保存、修復、活性化及び防災について、専門的協力及び技術的支援を提供しなければならない。必要な場合は、法規に基づいて補助を行うことができる。文化遺産が公有のものであるときは、所有者又は管理機関（機構）が保存、修復及び維持管理の予算を編成しなければならない。私有のものであるときは、国は、法規に基づいてそれに対して補償、優先的購入又は収用を行うことができる。

中央政府は、地方政府の文化保存に係る義務履行に対し、監督義務を有する。地方政府が法律の規定に違反し、又は義務の履行を怠ったときは、中央政府は、法律に基づいてこれに介入し、又は代行しなければならない。

第10条

国は、文化の多様性を尊重し、保存し、及び擁護するために、あらゆる博物館事業の運営及び発展を健全化し、博物館の専門性及び公共性を向上させなければならない。かつ、多元的方法又は科学技術メディアを利用して、人民の文化へのアクセスを増進し、それにより文化の保存並びに知恵及び知識の伝承を定着させなければならない。

各級政府は、博物館収蔵制度を構築し、博物館における収蔵管理、修復、公共化の実施等の事項について適切な措置を講じなければならない。

第11条

国は、図書館の設置を促進し、図書館事業の発展を健全化し、図書館職員の専門性を向上させなければならない。かつ、多元的方法又は科学技術メディアを利用して、人民の図書館へのアクセスを増進し、それにより図書館の機能及び知識の発信を定着させなければならない。

各級政府は、図書館収蔵・運営制度を構築し、図書館の収蔵管理、所蔵資源の公開・利用、図書館間協力、読書普及等の事項について適切な措置を講じなければならない。

第12条

国は、各種文化活動に係る組織、施設、展示・上演・上映場所の設置に努め、かつ、公共空間を有効利用して、文化の創作、展示、上演、上映及び保存に適した空間を人民に提供し、又は人民がそれを獲得することに協力しなければならない。

(3) 以下、「法規」には、法律、法規命令等を含む。

第 13 条

国は、人民が地域コミュニティにおける公共事務に積極的に参加し、地域コミュニティにおける公共空間を開拓し、資源を整理統合し、地元での知恵・知識の伝承及び普及を支援し、それにより地域コミュニティにおける人民の文化的生活の共有及び地元の文化の発展を促進することを奨励しなければならない。

第 14 条

国は、各教育段階において、文化教育及び芸術文化体験の機会を提供しなければならない。

国は、文化、芸術の専門組織の設置を奨励し、かつ、各級学校における文化及び芸術に係るカリキュラムの開設を推進しなければならない。

国は、自ら又は学校、組織、法人若しくは団体に委託して、文化、芸術に係る専門職員及び行政職員の育成及び研修を行わなければならない。

第 15 条

国は、文化経済の振興を促進し、文化による経済発展の基盤強化に努めなければならない、かつ、報奨、補助、投資、優遇税制その他の関連振興政策及び法規を制定しなければならない。

第 16 条

国は、文化発信政策を策定し、情報通信技術を有効利用し、我が国の文化デジタルコンテンツの発展を奨励しなければならない。

多元的な文化に係るコンテンツ発信を提供し、多元的な意見表明を擁護し、国民の知る権利を保障するため、国は、公共メディア体系を構築し、公共メディアサービスを提供しなければならない。

公共メディアの自主性を保障するために、国は、公共メディアの発展及びその他文化発信整備に係る事項の促進について、安定的かつ十分な財源を提供する予算を編成しなければならない。

第 17 条

国は、文化科学技術発展政策を策定し、文化及び科学技術の協同及びイノベーションを促進し、かつ、分野横断的な人材の積極的な育成、基盤整備の充実及びイノベーション環境の整備・発展に努めなければならない。

第 18 条

国は、文化観光発展政策を策定し、台湾の豊富な文化資源を有効利用し、文化観光の発展を促進し、かつ、分野横断的な人材を積極的に育成し、文化観光が持続可能な環境を作り上げなければならない。

第 19 条

国は、文化関連の国際組織への参加に努め、国際文化交流を積極的に促進し、かつ、国際文化交流活動への民間からの参加を奨励しなければならない。

国は、文化の自主性及び多様性を擁護するために、我が国の文化活動・製品・サービスに含まれる文化の意義、価値及び内容を考量し、国際文化交流及び通商協力のガイドラインとして文化通商指導戦略を策定し、かつ、合理的な状況の下で必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第 20 条

文化芸術活動従事者の生存権及び働く権利は、保障されなければならない。

国は、文化芸術活動従事者の労働に係る権利利益を保障しなければならず、文化芸術の創作又は保存に係る業務に従事し、重要な貢献があった者に対して、敬意の表明、報奨及び必要な協力・支援を行わなければならない。

第21条

国は、文化行政機関の組織を健全化し、十分な人員及び経費を割り当て、かつ、学校、法人、インターネット、社会集団、非政府組織及び文化芸術団体と関係を結び、文化に係る事務を共同で推進しなければならない。郷（鎮、市、区）公所⁽⁴⁾は、文化に係る事務の計画、指導及び推進について責任を負う文化行政専門の責任組織又は責任者を指定しなければならない。

国は、文化予算を用いて人民、団体又は法人に対し報奨、補助、委託又はその他の支援措置を行うときは、適当な文化芸術分野の法人、機構又は団体を通じてそれを実施する方法を優先して考えることができ、かつ、文化表現の自主性を尊重するアームズ・レンジス原則⁽⁵⁾を確保しなければならない。

第22条

全国的な文化事務は、文化省が統一的に計画し、中央政府各機関は、共同でこれを推進しなければならない。中央政府と地方政府は、文化ガバナンスにおいて協力しなければならない。協力して処理すべき事項については、契約を締結し、共同で推進することができる。

文化省は、4年ごとに全国文化会議を開催し、広く各界の意見を聴取し、かつ、全国の文化発展に係る事務について検討を進めなければならない。

地方政府は、人民が文化政策に参加する常設の仕組みを構築しなければならない。かつ、4年ごとに地方文化発展会議を開催し、地方文化発展計画を策定しなければならない。

行政院は、行政院長が専門家、関係省庁及び地方の首長を招集して組織する文化行政連絡会議⁽⁶⁾を開催し、国の文化の発展方向、社会のニーズ及び地域の発展に関して、定期的に国家文化発展計画を策定しなければならない。国が制定する重要な政策、法律及び計画が文化に影響を及ぼすおそれがあるときは、各関係省庁は、文化行政連絡会議に対し文化影響分析報告を提出することができる。

行政院の各省庁の予算で文化支出に属するものは、資源配置及び推進戦略について文化行政連絡会議において調整しなければならない。

第23条

国は、多元的文化政策を確実に実施するため、国内外の多元的文化関連人材を積極的に招聘し、文化事業に参加させなければならない。

文化ガバナンス、文化の伝承及び芸術体験を推進するため、中央政府は、専門家関連人事に係る法律を制定し、文化・芸術人材の任用の要件を適度に緩和しなければならない。

文化専門人材を十分に活用するため、公務員、高等教育機関の教員並びに研究機関及び企業の文化・芸術専門職員については、人材交流を強化するために必要な措置を講ずることが

(4) 郷、鎮、県轄市及び区（これらは全て、県又は市の下にある行政区画である。）の行政府を指す。

(5) 中国語原文は「臂距原則」。アームズ・レンジス原則（arm's length principle）とは、英国のアーツカウンシルと政府との関係のように、両者の間に一定の距離が置かれ、独立性が与えられている関係性のことをいう。太下義之『アーツカウンシル—アームズ・レンジスの現実を超えて—』水曜社、2017、p.20を参照。

(6) 中国語原文は「文化會報」。「行政院文化會報設置要點」<<https://mocfile.moc.gov.tw/files/201708/d5a23148-fdfb-4d67-be39-bfec0c42f7b2.pdf>>に基づき設置されている。

できる。

第 24 条

各級政府は、文化予算を拡充し、専用の予算を保障し、文化資源の合理的な配分及び運用を行い、文化発展に必要な予算を持続的に充実させなければならない。

文化省は、文化発展、公共メディア等に関する事項を取り扱う文化発展基金を設置しなければならない。

第 25 条

国は、人民の文化的権利を保障し、文化の永続的発展を促進するため、国際的な条約又は協定の締結が文化に影響を及ぼすおそれがあるときは、我が国の文化への影響について評価を行わなければならない。

第 26 条

文化芸術の価値を擁護し、文化芸術活動従事者の権利利益を保障し、及び文化芸術事業の発展を促進するため、政府機関（機構）、公立学校及び公営事業は、文化芸術に係る調達を行う。当該調達の入札文書に記載すべき事項、落札契約書式、優先入札の方法その他関連事項に関する規則は、文化省がこれを定める。ただし、我が国が締結している条約又は協定の規定に違反することがあってはならない。

法人又は団体が政府機関（機構）、公立学校及び公営事業の補助を受けて芸術文化に係る調達を行うときは、政府調達法⁽⁷⁾の規定を適用しない。ただし、補助を行う者の監督を受けなければならない。その処理原則、適用範囲及び監督管理に係る規則については、文化省がこれを定める。

第 27 条

各級政府は、人民の文化的権利の現況その他の文化事項について、研究、調査及び統計を実施し、かつ、法規に基づいて文化情報の保存、公開及び提供を行い、文化データベースを構築し、文化政策の策定及び学術研究の発展の参考に供さなければならない。

文化省は、文化に係る研究、調査及び統計の実施に必要な資料について、関係機関（機構）に提供を求めることができ、法律で別に定めるものを除き、各機関（機構）は、これを忌避し、妨害し、又は拒絶してはならない。取得した資料の保存、利用等の事項については、関係法規に従わなければならない。

第 28 条

人民の文化的権利が侵害されたときは、法律に基づいて救済を求めることができる。

第 29 条

この法律の施行後、各級政府は、この法律の規定に基づき、文化関連法規を制定（策定）し、改正し、又は廃止しなければならない。

第 30 条

この法律は、公布の日から施行する。

出典

・「文化基本法」『總統府公報』7428 號, pp.2-8. <<https://lis.ly.gov.tw/lcggi/ttspdf2?7428:2-8>>

(7) 中国語原文は「政府採購法」。

(おかむら しがこ)